



## 7月29日に行われた「新・人間裁判」第3回口頭弁論での原弘子さん(小樽市)の意見陳述を紹介します。

私の夫は小樽の浜の現業員の仕事をしていたこともあってか、仕事が終わると酒を飲んで帰ってくるのが当たり前になっていました。平成10年頃からは、朝にお酒を一杯飲んでから仕事に出かけていくようになり、平成11年8月、アルコール依存症と診断され、飲酒をすることで妄想を起こしたりもしましたので、長男と二人で入院させました。3カ月後退院しましたが、自宅に戻るや再度飲酒を繰り返し、再入院を3回繰り返しました。

当時、夫は会社の日給・月給の現業員でしたが、退院後職場復帰をしても朝から酒を飲むようになり、平成12年2月に会社を退職させられました。入退院を繰り返していた夫の給料は12万～13万円でしたが、夫の給料と足りない分は全労済の1日3000円の入院給付金を使っていました。

私は当時、病院の職員として厨房で働き、手取り10万円ほどでしたが、私が職場に行っている間に、夫が徘徊し、他人に迷惑をかけるようになり、仕事を辞めざるを得なくなり、平成12年3月31日退職しました。その後、2カ月間、私の最後の給与と夫の残りの傷病手当で生活していました。

12年5月生活費がなくなり、生活保護の申請をしました。生活保護が決定後、全労済の入院給付金は、すべて保護課に返還しました。

生活保護での生活になっても、夫は40の

焼酎(約1400円)を3日で飲み干し、酒がなければ買ってこいと暴れる始末でした。外に出られても困るため、やむなく買うような生活の繰り返しで、酒代で月3万円前後はかかりました。そのため生活に追われ、働きたくても夫を診ているため働けず、時には酒代を息子と娘に無心するか、又お金を借りて買い与えました。

入退院を繰り返す間にも、医師と喧嘩する・病院を脱走するで、行き先がなくなっていきました。その為、いくら節約しても夫が亡くなる時には、10万円ぐらいの借金になっていました。

そんな中、平成21年4月に夫の弟が入院先で亡くなりましたが、弟の葬儀をする人がいないために、私が葬儀を行わなければならなくなり、弟も生活保護を受けていたので、役所に相談に行きました。役所では「葬祭扶助16万円しか出ないよ」と言われたので、「それでは葬儀が出来ない」と言ったら「役所も赤字なので出せない」と言われたので、私は「生活保護者に借金しなさいという事ですか?」といったら「そうですね」という答えでした。情けなくて、どうしようもなく知人に借金10万円して、とり行いました。

その時の費用は、葬儀屋16万円、お布施3万円+5千円、車代約8千円、花代6千円、供物代6千円、通夜・葬儀飲食代1万5千円、初七日5千円、納骨1万円、他諸雑費1万円です。後で聞くことになったのですが、当時の葬祭扶助は199,000円以内とのことでした。

その後、平成22年2月に夫が亡くなり、一人になった時は、正直言って本当にほっと

した気持ちでした。しかし夫が死去する前に借りていたお金を返すのに四苦八苦していた最中のことでした。

夫の葬儀の時は葬祭扶助費20万1千円が支給、近親者からの香典が10万円上がりましたが、かかった費用は、葬儀屋さんに20万円、お布施5万円、納骨代1万円、初七日に1万円、その他仮通夜から葬儀全体の経費が7万円ほどかかり、3万9千円ほど足りませんでした。

夫が死んでからは、1人になっての生活扶助ですから厳しい限りです。この借金で大変な時、今度は夫の母が平成24年8月に亡くなりました。この時も私が葬儀するしかなくて、市役所から21万円を費用として出してもらい、葬儀は何とか21万円の費用の中で済ませました。しかし夫の母は定山溪病院で亡くなったため、その往復の費用等、目に見えない諸費用が重なり、この時も3万円以上は借金が膨らんでいきました。

3年半で3人の葬儀を終え、借金は減るところか増えたため、今だに借金が残っていて、少しでも減らそうと大変な思いをしています。

お寺さんの月参りでもお布施、花代最低3千円はかかります。3千円という金額は食費を節約する事になります。

たまには「好きな物食べたいなあ…」と思ってもよく言われるように指をくわえてガマンする日々です。孫が来てもばあちゃんらしい事もしてやれません。

たまには200円、300円のお菓子を買ってやれば良い方です。自分の趣味も出来ない、人間らしい暮らしてなんだろう？ と思う事があっても出来ない現実を考えると心が淋しく痛みます。特にお金を借りている重みは年をとるごとに重くなってきます。

私は現在、年金が約4万4千円で支給されています。そ不足分が生活保護です。私の生活扶助基準は71,610円で3回の減額でこの4月2,290円下がりました。また今期、冬期加算が大幅に削減されます。北海道の本当の寒さをわかってほしいと思います。消費税が上がり、それに伴い物価が上昇し、便乗値上げで私達の暮らしは悪くなるばかりです。2食に減らした食事を3食、食べられるように、せめて元の基準に戻してほしいと思う日々です。

私たちのこんな生活をお聞きになり、この裁判を深く、考えて頂きたいと思います。陳述を終わります。

## 「生活保護制度を良くする会」第3回総会

< 記念講演・演題 >

### 朝日訴訟から新・人間裁判を考える

8月29日(土) 13時開場  
13時30分～16時

- ・札幌エル・プラザ 3階ホール
- ・資料代：300円(新・人間裁判原告無料)



講師 井上 英夫 さん  
・金沢大学名誉教授・生存権  
裁判を支援する連絡会会長